

有床診療所の開設者変更にかかる意見聴取

(社会医療法人社団正峰会)

【参考 有床診療所の開設者変更について】

- ・有床診療所の開設者変更にあたっては、市の「病院及び診療所の開設・増床許可等事務に関する事前協議事務処理要領」に基づき、「診療所病床設置（増床）事前協議書」の提出が必要です。事前協議書の提出があった場合、必要に応じて医療専門分科会での意見書を求めることとしています。
- ・このたび、垂水区の「すすむ会クリニック（9床の病床を有する有床診療所）」につきまして、医療法人社団すすむ会から社会医療法人社団正峰会への開設者変更にかかる事前協議書の提出がありましたので、ご意見をお伺いします。
- ・なお、開設者変更後も9床の有床診療所として運営するため、病床の増設はありません。

診療所病床設置（増床）事前協議書

1. 開設者に関する事項

(開設者が医師である場合)

氏名		医籍番号	
住所	TEL		
開設者が現に病院若しくは診療所を開設管理若しくは勤務している場合には当該医療機関の概要	区分	開設・管理・勤務	
	施設の種類	病院・診療所	病床数
	名称		
	所在地		
	診療科目		

(開設者が法人である場合)

法人の種類	社会医療法人	設立年月日	平成8年7月22日		
名称	社会医療法人社団 正峰会				
主たる事務所の所在地	兵庫県西脇市黒田庄町田高 313 番地 TEL 0795-28-3688				
代表者	氏名	大山 正	住所		
			個人情報のため非公開		
法人の目的、事業	病院、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。				
法人が現に、病院、介護老人保健施設若しくは診療所を開設している場合には、当該医療機関の概要	施設の種類	名称	所在地	病床数	備考
	病院	大山記念病院	兵庫県西脇市黒田庄町田高 313 番地	199	
	病院	社会医療法人社団 正峰会 神戸大山病院	兵庫県神戸市兵庫区水木通十丁目1番12号	120	
	老人保健施設	老人保健施設さんなん桜の里	兵庫県丹波市山南町野坂字西垣 211 番地 5	76	
	老人保健施設	アザレア舞鶴 (介護老人保健施設)	京都府舞鶴市字和田小字中田 1055-1	150	
	老人保健施設	介護老人保健施設 フローラルヴィラ垂水	兵庫県神戸市垂水区下畑町西砂山 301-1	100	
老人保健施設	介護老人保健施設 フローラルヴィラ兵庫	兵庫県神戸市兵庫区塚本通 3 丁目 1-7	50		

	診療所	谷上ノリッジ クリニック	兵庫県神戸市北区谷上東町 13-22	—	
	診療所	社会医療法人社 団正峰会 生野 医院	兵庫県西脇市野村町 1257-1	—	
自己資本比率 (医療法人の場合)		19.4% (令和3年12月31日現在)			

2. 病床を設置(増床)しようとする診療所の概要

(1) 基本的事項

既存施設の場合	名称		開設年月日	
	所在地			
	診療科目			
	現病床数	床	種別内訳 : 一般 () 床、療養 () 床	
			機能別内訳 (急性期 床、回復期 床、慢性期 床)	
病床(増床)計画数	床	種別内訳 : 一般 () 床、療養 () 床		
		機能別内訳 (急性期 床、回復期 床、慢性期 床)		
新設の場合	名称(予定)	社会医療法人社団正峰会 桃 山台せいほうクリニック	開設予定年月日	令和4年6月1日
	所在地	神戸市垂水区桃山台5丁目1116-16		
	診療科目	内科、整形外科、リハビリテーション科、外科		
	病床数	9床	種別内訳 : 一般 (9) 床、療養 () 床	
機能別内訳 (急性期 床、回復期 床、慢性期 床)				

(2) 施設及び構造設備に関する事項

法定施設等	機能訓練室	1ヶ所	6.38 m ²	談話室	1ヶ所	7.60 m ²
	食堂	1ヶ所	26.81 m ²	浴室	4ヶ所	35.30 m ²
	廊下幅	片廊下 1.20m		中廊下 2.755m		
病室	1床室	3室	10.68 m ²	1床室	室	m ²
	2床室	1室	23.16 m ²	2床室	室	m ²
	4床室	1室	38.06 m ²	1床当たり面積 最大11.58 m ² /最小9.515 m ²		

(3) 人員に関する事項

管 理 者	氏 名	傳 秋光		医 籍 番 号	個人情報のため非公開		
	住 所	個人情報のため非公開					
	主たる経歴	令和2年9月よりすすむ会クリニックに勤務 現在に至る					
人 員 配 置 計 画							
職 名	必 要 数	予 定 数	確保済人員	職 名	必 要 数	予 定 数	確保済人員
医 師	1	2	2	薬 剤 師	—	0	0
看 護 師	—	5	11	栄 養 士		0	0
准 看 護 師	—	0	1	放 射 線 技 師		0	0
看 護 補 助 者	—	3	3	調 理 師		0	0
臨床検査技師		0	0	事 務 員		3	4
理学療法士		2	5	そ の 他		4	7
作業療法士		0	2	計		22	35

(4) 人員算定根拠及び計算式（医療法第21条各項に基づく必要数）

医師：療養病床を有する診療所に置くべき医師の員数の標準は、一とする。

(5) 関係者との協議に関する事項

関 係 者	協議状況及び結果
地 元 医 師 会	令和4年3月25日に垂水区医師会において協議いただいた後、意見書発行予定のため、取得次第別途追加で提出します。
市保健医療審議会 医療専門分科会	令和4年3月に協議予定
そ の 他	

注) 地元医師会、市保健医療審議会医療専門分科会については、意見書等を添付すること。

開設（増床）に要する資金

資金計画

(単位：千円)

項目	所要額	自己資金	借入金			備考
土地購入費	0	0	0			
計画管理費	0	0	0			
建物建設費	90,266,499	0	90,266,499			譲渡時簿価
医療機器購入費	1,714,815	0	1,714,815			譲渡時簿価
什器備品購入費	2,703,919	0	2,703,919			譲渡時簿価
保証金	10,018,440	4,703,673	5,314,767			譲渡時簿価
諸税	0	0	0			
開設時運転資金	30,000,000	30,000,000	0			
その他費用	0	0	0			
	0	0	0			
	0	0	0			
	0	0	0			
計	134,703,673	34,703,673	100,000,000			

返済計画

金融機関名	返済条件				初年度	次年度	3年度	4年度	5年度
	据置期間	償還回数 年回×	利率 %		R4年6月 ~R5年3月	R5年4月 ~R6年3月	R6年4月 ~R7年3月	R7年4月 ~R8年3月	R8年4月 ~R9年3月
	0	120	1	元本	8,330	9,996	9,996	9,996	9,996
				利息	805	867	767	667	567
				元本					
				利息					
				元本					
				利息					
合計				元本					
				利息					
年度末借入金残額					91,670	81,674	71,678	61,682	51,686

損益的収支予算書 (総括)

	初年度	次年度	3年度	4年度	5年度
	(R4年6月～R5年3月)	(R5年4月～R6年3月)	(R6年4月～R7年3月)	(R7年4月～R8年3月)	(R8年3月～R9年3月)
I 医業収益	123,650	153,460	162,700	166,300	167,900
II 医業費用	118,540	140,602	141,270	141,938	144,606
医業利益(医業損失)	5,110	12,858	21,430	24,362	23,294
III 医業外利益	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600
IV 医業外費用	805	867	767	667	567
経営利益(経常損失)	5,805	13,591	22,263	25,295	24,327
V 特別利益	0	0	0	0	0
VI 特別損益	0	0	0	0	0
税引前当期利益(税引前当期損失)	5,805	13,591	22,263	25,295	24,327
当期純利益(当期純損失)	4,064	9,514	15,584	17,707	17,029
前期繰越利益(前期繰越損失)	0	4,064	13,577	29,161	46,868
当期未処分利益(当期未処分損失)	4,064	13,577	29,161	46,868	63,897

資本的収支予算書

		初年度	次年度	3年度	4年度	5年度
		(R4年6月～R5年3月)	(R5年4月～R6年3月)	(R6年4月～R7年3月)	(R7年4月～R8年3月)	(R8年3月～R9年3月)
資本的支出	建設改良費	0	0	0	0	0
	借入金(元本)償還	8,330	9,996	9,996	9,996	9,996
	固定資産購入費その他	134,704	0	0	0	0
	計	143,034	9,996	9,996	9,996	9,996
財源内訳	内部資金	43,034	9,996	9,996	9,996	9,996
	借入金	100,000	0	0	0	0
	補助金	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	143,034	9,996	9,996	9,996	9,996
財源不足額		0	0	0	0	0

令和4年1月31日

医療法人社団すすむ会からの事業譲渡について

社会医療法人社団正峰会
理事長 大山 正

社会医療法人社団正峰会は、私が西脇市に平成5年6月1日に開設した個人病院である大山病院（現大山記念病院）を平成8年7月22日に医療法人社団正峰会として医療法人化し、平成27年4月1日に社会医療法人の認定を取得した社会医療法人です。

現在は、兵庫県、京都府に2病院、2診療所、4介護老人保健施設の主業務とグループホーム、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所等43の付帯業務と収益業務を展開しています。

この度の医療法人社団すすむ会様よりの事業譲渡につきましては、

様より令和3年7月にご紹介いただき進めてきたものです。

医療法人社団すすむ会様は、平成6年10月21日に理事長佐野隆様が設立され、明石市、神戸市で2診療所、1介護老人保健施設、7付帯事業を運営されていますが、後継者がなくこのままでは利用者様、地域の皆様に安心して医療介護を提供することができないとの思いから、今般事業継承先を探すことをみなと銀行様に依頼され当法人が継承先として1診療所、1介護老人保健施設、7付帯業務を事業継承する方向で調整中であります。

当法人は、神戸市では1病院、2介護老人保健施設、1グループホーム他の付帯事業を展開しており、この事業譲渡により医療法人社団すすむ会様の利用者様、職員の皆様に安心していただくとともに、既事業所とのシナジー効果を図るべく本件に取り組んでいます。

すすむ会様の有床診療所、介護老人保健施設、グループホームには多くの利用者様が入所されており、250名近い職員の皆様も医療介護に懸命に尽くされています。当法人は、すすむ会さまの事業が安定継続することが、利用者様、職員様の安心につながるものと確信しています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本件事業譲渡が無事成立できますようよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

